

# 法教育推進協議会 第24回会議 議事録

第1 日 時 平成23年5月13日（金）自 午前10時00分  
至 午後 0時04分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議事

大村座長 定刻までまだ少し時間があるのですけれども、委員の皆様おそろいのようですが、始めさせていただきたいと存じます。

第24回の法教育推進協議会を開会いたします。

最初に、事務局から本日の議事と、それから資料の説明、更に震災の関係で中止になりました論文コンクール関係の行事等について報告をしていただきます。

丸山官房付 法務省の丸山でございます。今日は朝早くからありがとうございます。

まず資料の御説明をいたします。

お手元の資料目録1から5までお配りしております。資料1は法教育推進協議会委員名簿でございまして、メンバーの1人、内閣官房内閣参事官がこれまでの関参事官から中川深雪参事官に変更になりました。ただし、本日、中川参事官は御欠席でございます。

二番目から四番目の資料ですが、今日これから御発表いただくそれぞれの団体の取組の内容についておまとめいただいたものになっております。資料2は日本司法書士連合会の資料、資料3は法テラスの資料、資料4は東京都の資料になっております。資料5ですが、法教育推進協議会法教育懸賞論文コンクール実施規程をお付けしております。こちらは後に本日、懸賞論文の在り方について御協議いただきますので、その際、参考になさってください。

この資料目録についているもの以外に、机上に「“きまり”は何のため？」と題する神谷委員の論文を配布させていただいております。これは私の今手元にあります婦人之友という雑誌がありまして、この婦人之友4月号に掲載されたものでございまして、行政書士会の法教育の取組ですかアメリカの法教育の取組なども踏まえて、幅広く法教育についてお書きいただいているものです。是非御一読いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

すみません、それから、東京都教育委員会の御説明の一環の資料といたしまして、「『法』に関する教育カリキュラム」をそれぞれ1部ずつお配りいたしております。

資料等、過不足ございませんでしょうか。

それでは、次に、震災の関係で中止になりました論文コンクールの関係の御報告をいたします。

皆様御承知のとおり、本年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生いたしました、今に至る東日本大震災に至っております。本年3月11日にその地震が発生したのですが、その際にはまだ推進協議会の中止は決めておりませんでした。週が明けまして13日に計画停電などが発生し、東京都内の交通機関も麻痺をしたという状況がありましたので、それを考慮いたしまして、前日の3月13日に、翌14日に実施を予定しておりました法教育推進協議会の開催を中止いたしました。

この推進協議会では、冒頭に法教育懸賞論文の授賞式を行う予定で、最優秀賞を受賞された島根県立隠岐島前高等学校教諭の武藤立樹先生、優秀賞を受賞された福岡県弁護士会の春田久美子先生、京都教育大学附属高等学校教諭の札埜和男先生においていただく予定でございました。

実は武藤先生につきましては、本年3月13日、中止と法務省が決めた段階でもう東京においてになっておられまして、その関係で大変恐縮だったんですが、法務省まで御足労をおかけ

しまして、本年3月13日に法務省において表彰状と副賞の目録をお渡しいたしました。

春田先生、札埜先生については、まだ現地を御出発されておられませんでしたので、今回、授賞式が中止になったということを御連絡いたしまして、表彰状と副賞については郵送をさせていただきました。

以上が授賞式中止の内容についての御報告でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。せっかく授賞式を予定していたんですけども、こういう状況で残念なことだったと思います。

また、前後いたしましたが、委員の皆様方の中には被災された方もいらっしゃるかと思います。この場をかりてお見舞いを申し上げます。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思いますけれども、最初の議題は、先ほど御紹介ありました資料に基づきまして、法教育に関する取組についての報告、前回もお願ひいたしましたけれども、それに續いてということでございまして、まず司法書士会の取組につきまして、山本委員のほうからお願ひいたします。

山本委員 資料のほうは資料の2のほうから、少し多目に出ているんですけども、現在、地震の関係で少しストップしているような状態なんですが、後で今年度といいますか前年度の司法書士会、日本司法書士会連合会で温めてきた一番大きな親子法律教室ということで実施させていただきました。これにつきましては、今日担当の、沖本先生が見えていますので、後で少しこの内容に関する報告をしていただくということでお願いしたいと思います。

まず、我々のほうの法教育の取組ということで、これ昭和50年代の半ばぐらいから高等学校、中学校からの要請がありました。これは当初、各個人の先生方がボランティアというかそういうことで参加をして、それがどんどん大きくなっていきまして、青年会でやるようになり、そして平成11年に日本司法書士会連合会のほうできちんとした形の取組ということさせていただいているということです。

我々のほうの法教育というか、当初始まったのが消費者教育という名目でさせていただいています。この消費者教育というのは、まず何をやっていくのかということで、一番最初に我々の中で話が出てきたのが、商業学校あるいは農業学校、工業学校というような実業学校、ここを中心に、要するに学校を出たらすぐに就職をされるという方に対してどう取組をしていくのがいいのかということで、実際にはすぐに役に立つようなものということをとらえまして、一番最初にやったのがやはり契約というはどういうものなのかということから始まってきます。

それにつきましては、我々のほうとして、この資料のほうの後ろになりますけれども、このパワーポイントの枠にくるんだものになります。これは司法書士の会員であれば誰でも落とせるということで、これを持つていただいてパワーポイントで説明をすることができますということで、どなたでも司法書士会員であればこれをインターネットのほうから取り込むことができるしております。

これはめくっていっていただきますと、2ページのほうからに入ります。「契約とは」というところからさせていただいております。

よくというか、シンポジウム等でやっていただく高等学校なんかの法教育ということで出ていますけれども、実際、この現場に行きますと、農業学校、商業学校というと、言い方がどうか分かりませんけれども、興味がないんですね。根本的に興味がない。ですから、シンポジウム

ム等でやられるような高等学校の皆さんとはやはりちょっと意味が違うというか、そういう状況の中でやらせていただきますので、当然これを持っていってぱっとできるというものは一切ありません。そういう学校でやらせていただくことで一番注意をしているのが事前の打合せというのを大体2回ぐらいさせていただきます。ですので、消費者教育ということで行ってさつとできるというものではまずないということをまず前提にしていただきたいと思います。

前提になるその打合せというのが、やはり聞いていただけないというのがまずあります。これはもうすごく顕著に出ています。通常のよくテレビに出てくるような学校もやはりあります、これは。そうなると、もうぱっと席を立たれていく子も実際におられます。相当やはり最初悩みました。

それで、打合せということで、教室の中でもリーダー的な方に壇上に上っていただきまして話ををしていただく、打合せというのはそういうことでやらせていただいて。それで1時間、2時間の授業を興味のあるというか、退屈しないようなことで最初にそれをすごく我々のほうとしては悩んだ事項です。

それから、「契約とは」と、あるいは「クレジット」「キャッシング」ということで一つずつお話をします。それで特にクレジットなんかだと、携帯電話を題材にしますとすごくよく分かっていただける。携帯電話でこうしたらこうなりますよということで、そういうところから生徒さんの興味をこちらのほうへ向けさせていただいているということでやっています。

その後、「連帯保証人」とか「悪質商法」とか一つずつの説明をさせていただきますと、もう既にキャッチセールスとかデート商法なんかにひつかかったという子が出てくるわけなんですね。ですから、現実にどうすればいいんですかというのもも出てきます。

あともう一点は、これをやっていくにおいて、やはり学校の先生に興味を持っていただこうということで、その打合せの中には先生で興味がある方にお話をしていただきまして、まず先に学校の先生にお話をさせていただくということで進めています。

ただ学校の先生方も、やはり実際、先生方自身が悩んでいるというところもありまして、そちらの相談を受けるということも、実際に学校によっては件数的にもやはりたくさん出てきているということで、学校の先生自体にもやはりしていく必要は当然高いと考えています。

これを大体最後やって、やった後に一番後ろのほうで「クーリングオフ」ということをすごく強くお話をさせていただいております。クーリングオフというのは、こういう場合にできるということだけでも知っていただこうということで、このような形でつくらせていただいているります。

13ページ以降は「シミュレーション」ということで、事例的にお話をしますと、最終的にはカードというものがどういうものかというのを理解していただいて、常に契約というものがあるんだということで、一応の話として終わらせさせていただくということで、このようなパワーポイントを使った形というのを我々のほうでやっていこうということでやらせていただいているいます。

それからもう一点、このパワーポイントとは別に、大阪とか広島とか、進んでいるといったらおかしいんですけども、そういう地域の司法書士会のほうは、教室で、壇上で通常の話ではなくて、個人個人にいろいろな題材を与えて、それに対してどう思いますかという、要するにリーガルマインドといいますか、そちらのほうにもこれからは転化していこうということで話を進めている最中です。

一番最初に戻つていただきまして、現状として、最近の活動ということで、これ平成21年度ですが596校、もう既に前年度ということになりますと600校以上から依頼が来ております。これは教育委員会とか、あるいは地元の校長会とかで取り上げていただいて依頼が来るということでやらせていただいております。

目新しいというか、この中で今我々のほうで一番力を入れてやつていこうというのが養護学校の法教育というか情報の提供という、そういうことをやらせていただいております。これは今後、我々のほうの取組としては、こういう学校に対して、それこそ後で出ます親子教室のような形で親御さんにも来ていただいてお話をさせていただくという取組が、今我々のほうでは活動として重きを置いている状況になっています。

平成21年度は養護学校13校ということですが、前年度は相当また増えてきているということで報告が上がっておりますので、こちらのほうにも力を入れていこうと思っているところです。

それから、1ページめくつていただきますと、大阪教育大学との消費者教育・法教育に関する共同研究事業、これは前年度から始めました。既に我々の日本司法書士会連合会と大阪教育大学で教材並びに、あそこは附属がついておりますので、そこで試験的にさせていただいている。要するに、そこでこういう教育をしたらどうかということで取組をさせていただくということで、大阪教育大学と去年、契約をして、3年契約ということで結ばせていただきまして、最終的には教材までお互いに作りましょうということで今進めている事業がここに一つあります。

ですので、次年度以降につきましては、消費者教育については当然中心的にやっていくということになりますが、あと養護学校、あるいは親子法律教室というような形で、もっと若年層といいますか、小学校の低学年にも力を入れてやつていこうということで今考えているところです。

このパワーポイントを見ていただきますと、その後に報告書ということで、今日来ていただいております沖本さんのほうから報告書が出ていますが、これは本年3月27日、震災の後だったんですが、震災の前にもう募集をかけておりましたので、震災があったからといってこれをやめるわけにもいかないということで、心配をしていたんですが、申込者のところを見ていきたいんです。当初、参加を20組と考えていました。この申込者の数が我々にとってすごい数だなということで、二十数組に絞り込むという作業が相当難しい。できればもっと大きくと思うんですが、やはり大きくやることがなかなか難しいですので、こういうものにつきましては。それで180組程度には涙を飲んでいただいたということで、後で報告も出ますが、小学校の子自体、1年生、2年生の子も、要するに1年生、2年生は出られないんですかとか、3年生、4年生になって本人個人から、小学校のほうにもPRをしましたので、本人個人から電話が入るような状態で、そういう方には来ていただきたいなと思ったんですけども、余りにも多かったもので、こういう形でしたと。

これにつきましては、第2回と書いてありますけれども、これを機会に全国といいますか、この教室をやっているときに全国の司法書士のこういう法教育に携わっておられる先生方に来ていただきまして、その地域でも今後やっていこうという動きが今年度は出てくるんだと考えております。

それでは、中身につきましては、沖本先生のほうから御説明というか報告をさせていただき

ます。

沖本司法書士 どうもおはようございます。私、広島司法書士会の沖本と申します。

それでは、ちょっと報告させていただくのに座らせていただきます。

まず、報告書の1枚目ですが、全部で報告書、6枚、6ページございます。事業名称ということで、第2回親子法律教室で、サブタイトルとして「ええがに分けてみんさい！～何が公平か、いつしょに考えよう～」とあります。この「ええがに」というのは広島弁でございまして、上手に分けてみようというイメージです。

こちらにつきましては、先ほど山本委員からお話があったとおり、本年3月27日日曜日に広島司法書士会の地下ホールにおいて行いました。

対象につきましては、小学校の3年生、4年生、5年生ということで、本来でしたら4、5、6年がよかったですけれども、開催する時期が3月ということで、ちょうど入れ替わりで進級するということで、6年生はなかなか出席しいていただくのが大変なのではないかということで3年生、4年生、5年生になっております。

申込者は御覧のとおり、かなり多数応募いただいたんですけれども、その中で抽せん、くじという形で行いました。参加者はその中から23組、49名です。予定としては20組、40名を予定していたんですけれども、会場に入る限り増やそうということで3組ほど増やしました。

まず、人数としては小学生の3年生、4年生、5年生の振り分けなんですけれども、やはりそれほどばらつきがあってはいけないだろうということで、それぞれの学年で抽せんを行ったので、人数にそれほどばらつきはないということです。

収支の決算とありますが、こちらの中でメインで使っているのは広報の関係です。広報というのはチラシの印刷費であるとか、あと発送費用であるとか、あとは会議費がやはり相当かかっております。会場費なんかもうほとんど手づくりのような形ですので、そちらのほうに費用がどうしてもかかってしまっています。

次のこの法律教室のねらいなんですけれども、この報告書の後にチラシがございますので、報告書6ページの後に子どもの公正概念の発達論というものが2枚ほどございますけれども、その後にチラシがございます。「広島司法書士会第2回親子法律教室」ということで、カラー刷りになっておりますが、この1枚目と2枚目、2枚目が裏側になっております。

まず、この親子法律教室につきましては、何をねらいにするか、どういうところを子どもさんに分かっていただくかということで、公平・公正について考えていただこうということで、何が公平か一緒に考えていくましょうということで、公平・公正の理解になっております。こちら第1部、第2部ということで二つ大きく分けたんですけれども、両方公正に分けるということをテーマにしております。

チラシの2枚目にございますように、右下あたりにお手伝いをいただく広島よしもとのボルボーイのお二人ということで、司法書士だけではなく芸人さんにもちょっとお手伝いをいたしました。と申しますのが、やはり司法書士というのは、ふだん子どもをいつも相手にしているわけではないということで、やはり盛り上げ方もなかなか司法書士だけでは難しいかなということで、話のプロである芸さんに御協力をいただきました。

この親子法律教室なんですけれども、また報告書の1ページに戻っていただきまして、一番下のねらいのところです。「公平・公正」の理解ということで、公平については貢献度に応じ

た公平、そして必要度に応じた公平、そして能力度に応じた公平ということで、この全てをまぜこぜにしてしまったら、やはりお子さんが小さいのでポイントを絞ってそれぞれどういったところで考えてもらうかということで、第1部は貢献度に応じた公平、これを考えていただこうと。そして第2部が必要度に応じた公平、これを考えていただこうということで、ではどこまで子どもさんに習得して帰っていただきたいかというの、その次のデーモンの発達段階6段階を念頭においてシナリオを作成ということなんですが、これがチラシの前にあります子どもの公正概念の発達理論、報告書6ページの次のページから2枚ものであるんですけども、この2枚目ですね、下に5、6と小さいナンバリングが打ってあります、こちらに表2というのがあります。こちらがデーモンの公正概念の発達段階、発達課題とありますが、今回対象、一番右枠を見ていただくと、おむねの年齢時期ということで、児童期前半、10～12歳児と書いてあるのが第5段階になっております。個人の尊重まで考えられるというこの第4段階、第5段階、このあたりが今回の対象のお子さんですので、できたら第5段階まで理解をしていただければということでシナリオを作成しました。

そして、報告書のほうに戻りまして、内容としましては報告書の2ページからになります。全体的には日程表がチラシの後に付いております。右下に芸人さんが載っているチラシの次のページなんですが、一番上に「第2回親子法律教室日程表」ということで、1時半から受け付けなんですが、2時から簡単に全体の説明をしまして、そして開会あいさつ、これは広島司法書士会の会長、清水からさせていただいて、その後にボールボーイ登場と書いてありますが、まずあいさつをしていただきました。そして、いたん着がえるために下がってもらいまして、その次に自己紹介とありますが、こちらが、「テーマ：ケーキを分ける」というのが、自己紹介の次に「講義・実演」とありますが、このケーキを分けるというのが第1部です。そして、休憩を挟んで「講義」とあります。テーマが「少なくなった水を分ける」です。ケーキを分けるが第1部で、そして少なくなった水を分けるというのが第2部になります。

こちらをちょっと報告書のほうでお話しさせていただきます。報告書の2ページを御覧ください。

まず、総合の司会自体は私、沖本が担当いたしました。その後、開会あいさつで広島司法書士会の会長の清水、そして「アイスブレーク」とありますが、こちらにつきましては、お子さん、広島県内からばらばらで来られているので、みんなもともと知り合いではないということで、初めにみんなである程度話をして、すぐに仲よくなれるものではないんですけども、ちょっと会話をするだけでやはり相当ブレークになりますんで、これを別紙「はじめましてカード」を使用ということで、はじめましてカードもこの日程表の次に付いております。これを書いて、最初に司法書士がこういうふうにやってくださいという実演をして、それぞれ各グループごとに、四、五人のグループでテーブルに着いてもらっていたんですけども、そこで自己紹介を簡単にしてもらいました。

そしてその次に、第1部ということでケーキを分けるですが、こちら報告書、形態としては子どものみの参加です、第1部につきましては。保護者は後部座席で見学。子どもは6グループということで、それぞれ四、五名を1グループに分けまして、各テーブルに分からることやそういうことがあれば質問ができる担当の司法書士を1人ずつ付けました。

そして、このケーキを分けるについては、一人一人お子さんに考えていただきました。いきなり最初からグループで話し合ってくださいと言ってもなかなか難しいと思いますので、一人

一人にケーキのシートを準備しまして、ケーキをもともと8分割した絵を準備しまして、進行としては広島司法書士会の瀬戸とあとボールボーイさん、芸人さんということで、内容としては、やはり子どもさんですので何か親しみやすいキャラクターをということでドラえもんということは3、4、5年生の皆さんもちろん知っていますので、ドラえもんとジャイアンに扮してもらって、クリスマス会のケーキの分け方、もともと8等分しております。これをどうやって分けるかということで、キャラクター的にジャイアンというのかなり強引なキャラクターなので、ジャイアンのかなり強引なケーキの分け方について、これは本当にいいのか、これって公平なの、それ自体を子どもたちで考えてもらって、横のお友達たちとちょっと議論をしてもらって、各テーブルを司会とボールボーイが一緒に回りながら、子どもたちに質問をして意見を発表してもらうということです。

このケーキを分けるについては、ジャイアンのケーキの分け方というのは、御覧のとおり、自分が六個、スネ夫が一個、のび太が一個、しづかがゼロということなんですけれども、ここで一つ、これは学校の先生からちょっとヒントをいただいて、とてもこれ単純なように見えるんですけども、子どもというのは一つのことではないとできないと、たくさん複合的なことが混じつてしまったらどうしても混乱をしてしまうので、とにかく設定は単純にということで、ですのでケーキも最初から8分割した簡単なものを使っております。

そして、このジャイアンの分け方がまず公平かどうかを考えてもって、その次に、更に貢献度というのをそれぞれのキャラクターに加えて、しづかはケーキをつくったという貢献があります。だけれども、クリスマス会には参加できなかった。スネ夫は自宅を会場として提供して飾り付けも行った、こういう貢献をしている。次のページで、のび太に関してはケーキの材料を全部準備して、そしてケーキもつくった。ではジャイアンは何をしたかというと、参加できなくなったりしづかからケーキを預かった。そして、自分のリサイタルの準備だけをしていたということで、こういう貢献度、それぞれ、ではどれだけ貢献しているかという設定を投げ掛けて、ではこの場合にはケーキをどうやって分けたら公平になるかというのを考えてもらって、また意見発表をしてもらいました。

最後に、ワークシートというのが、またこれも付いておりますので、資料を後で参考にしていただければと思います。そこに自分で考えたこと、感想を記入してもらいました。

そして、第2部につきましては、少なくなった水を分けるということで、こちらもちょうど震災でかなりかぶってしまっておりまして、パワーポイントを用いて行ったんですけども、内容も大幅に変えました。実は地震でということをちょっと考えていたんで、地震を題材にしてはいけないだろうと。ただ、少なくなった水を分けるというのは、パワーポイント自体は相当量がありましたので、今日、資料にはお付けしていないんですけども、もしよろしければこちらに、こちらが第2部で使ったパワーポイントの資料になりますので、よろしければ回観で回していただけたらと思いますので。

少なくなった水を分けるということで、第2部につきましては、保護者も一緒にテーブル席に着いていただきまして、パワーポイントを使って、そして今度は子ども一人一人に考えていただくのではなく、各テーブルごとに考えてもらうということで、進行はここではもう芸人さんには一緒にやっていただきかずに、司法書士の湯澤が進めてまいりました。

内容としては、まず初めにパワーポイントを使ってアフリカでは水が足りていない。そのために井戸を掘って水を確保し利用して、公平の観点からルールづくり、みんながそれを守って

いることを説明ということなんですかけれども、こちらは、この司会の湯澤が現実にアフリカの井戸づくりに携わっておりまして、その経験をもとにいろいろな写真をパワーポイントで紹介して、世界にはこういうところがあるんだということを事前に説明した上で、もし今、自由に日本人は水が、ちょっと震災の関係もありましたけれども、基本的には1人1日使用している水というのはかなりの量を使っています。それが少なくなってしまった場合にどうやって分けるかということで、設定が下です。ペットボトル1.8リットルの水、これが家族の1日に必要な量として具体的にそれぞれの家族に分けてもらうんですけれども、設定としては、お爺ちゃん、お婆ちゃん、お父さん、お母さん、子ども1,2ということで、これは必要度を考えていただくということで、お爺ちゃんはちょっと病気で水は人よりたくさん要るであるとか、お母さんは赤ちゃんとワンセットということで、ミルクを飲ませているからちょっと水がたくさん要るのではないかとか、ここで子どもたちに考えていただきました。

あとまとめとしましては、パワーポイントを使って子どもたちや保護者に向けてメッセージですね。そして、今回のこの法教育の枠組みの中で今回の法律教室が目指した目標設定、これは公平・公正の理解ということですが、主に保護者向けのメッセージということです。

そして、今回の親子法律教室の目標設定ですが、これは公平の中でも二つに絞って、いろいろな公平の考え方があるんだということを簡単に理解していただけたらいいかなと思いました。

あとワークシートに考えたこと、これは子どもたちです。そして、アンケート用紙は保護者向けに記入をしていただいて、次に、それが終わりましたらすべて修了したということで、簡単な賞状をつくりまして、修了証書の授与を行いました。全員一人一人読み上げて、前に出てきていただいて賞状を手渡すという形です。

そして、閉会あいさつとして日本司法書士会連合会の山本常任理事が閉会あいさつを行いました。

その次、実施に関する参加者の感想ですが、こちらは主に保護者の方のアンケートなんですかけれども、ある程度理解をしていただけたかなと、目標設定まで到達できているのかなという感想です。

あと、このアンケートは読んでいただければいいんですけども、5ページの一番下あたり、実施後の感想ということで、これは本当に私の私見なんですけれども、やはりこういう小学生対象ですので、余りに長い時間というのは子どもたちが我慢ができないということで、短時間の中でどこまで理解してもらうか、内容を複雑にしてしまうと子どもたちが混乱するので、どこまで目標設定のポイントを絞ってシンプルにするかというところがやはり課題なのかなと思いました。

そして、広島県内各地域からの参加ということで、初めて会う子どもたち相互間の緊張をほぐす、その工夫は絶対にどういう形であれ必要だなと改めて感じました。

そして、第1部、こちらについてはまだ周りの状況にはなれていないこともあるために、話のプロ、よしもとの芸人に手伝っていただいたこともかなりテンポよく進めたことの要因だと思います。

子どもたちというのは、本当に大人が思っている以上にたくさんのことを考えていて、いろいろなワークシートであるとかそういうところを見ますと、きちんとされているんだということを再認識できました。やはり子どもを子ども扱いして子どもにしてしまうのは大人なんだということが改めて分かったというような感じです。

本当に今回は申込みがすごく多数で、先ほど山本常任からも話が出ましたけれども、直接小学生から連絡があって、どうしてもこれを学校でチラシをもらって行きたいんだけれども親が参加できない、だから僕たち友達同士だったら行けるんだけれども参加はできませんとか、非常にほほえましい連絡もいただいたんですが、今回は趣旨がやはり親子ということで一緒に考えてもらうということもありましたので、あとセキュリティーの面、そこから断らざるを得なかつたということですが、今後の開催に当たっての検討要素としても考えていきたいと思います。

ですので、これだけ一般の皆さんの関心があるというのは、申込者の数に正直驚きましたが、やはり今後、ニーズはますます高くなっていくのかなと感じております。

ちょっと長くなりましたが、報告は以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。大変詳細な御報告をいただきましてありがとうございます。

それでは、皆様のほうから御質問等、何かございましたら、お願いいいたします。御意見でも構いませんが、いただければと思います。いかがでしょうか。

北岡委員 法テラス、北岡でございますけれども、これだけたくさんの申込みを得られたというのはやはりすごいなというのが感想としてあるんですけども、一番のポイントというか、こういうところがあったからこれだけ申込みがたくさん来られたのではないかなという部分というのはどこだと思われますか。

沖本司法書士 まずは、こちらは広島県内の3年生、4年生、5年生の全てのお子さんの手元に資料、チラシが行くように今回は配布をさせていただきましたので、それぞれ直接受け取っていただけたというのが一番大きいのかなと感じております。

実は第2回とありますが、第1回を広島でその前の年に一度やらせていただいているんですけれども、そのときはいろいろ予算の関係とかで、チラシ自体をそれぞれの学校の学年用に1枚でコピーをしてお子さんに配布していただけますかという形でお配りしたんですけども、なかなかやはりちょっと申込み自体が、このように今回みたいに多くいただけなかつたということで、今回はもう少しチラシを多く刷って、きちんと手元にきれいなカラーのものが行くようにということで、そこがやはり大きかったのかなと感じました。

大村座長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

神谷委員 山本委員への御質問でもよろしいですか。

高校生に向けての先ほどの契約等の授業なんですけれども、専門、農業高校、工業高校、商業高校でなかなか興味を持ってもらえないということなんですねけれども、最初に学校にアプローチをされるときには、学校側の反応というのはどういうものがあって、どういう授業の中で、一応やる場合はどういう授業で取り入れていらっしゃるんですか。

山本委員 当初はやはり3年生の最後の3学期に全体で集まってというのが最初の始まりですで、当初は3学年の方々全員ですので相当多い方を相手にしたわけですね。これではもう本当に後ろのほうがざわざわし出すということでしたので、その後は社会科と家庭科のほうになると思います。そこで入れていただくということで、それも当初は3学期に1回ということだったんですが、それが徐々に、科目としては必須になるのかどうか、ちょっとそこは分からぬんですけども、選択のほうでやっていただけるような形で、3か月間に3回とか、あるいは

4回とかというような形に移行しつつあるということです。

実業学校のほうは一度行かせていただくと、必ず次の年もこういうふうにこういうふうにと  
いうものが出てきます。

公立学校は、なかなかそれがうまく伝わっていかないというのがあります。というのは、先  
生が異動してしまうもので、そうなると、興味のない先生はやはりそれに対してなかなか次の  
アプローチがない。ですから、こちらからアプローチしていくということになる。ところが、  
私立学校になると、なかなか異動というのがございませんので、それは継続的にやってい  
くということになります。

これ商業、工業と言いましたけれども、実は私立学校の中にも何々学園みたいな形で新しく  
できた学校というのが結構あります、そこについては取り上げていただく機会は高いです。

大村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

笠井委員 山本委員にお尋ねしたいんですけども、大阪教育大学との消費者教育、法教育に關  
する共同研究事業というお話があったんですけども、これはやはり教員養成に何か関係する  
内容のものでしょうか。

山本委員 それも含めてという考え方をしています。ですので、いろいろなこれだこれだとい  
うことを決められないのがこの教育だと思いますので、それで附属の学校があるところとい  
うところで、そこでパイロット的にやる。先生にも当てはまるような形でやれたらどうかとい  
うことで、こういう契約をさせていただいたということなんです。

笠井委員 具体的に教員養成の中でそういう法教育的なものを入れていくという、そういった話  
まで入ってきそうでしょうか。

山本委員 中身になりますので、だから3年という契約で、最終年はそういう方向にしたいとい  
うことは希望として伝えてはあるんですけども、今のところどうというのが、まだ1年しか  
たっておりませんので、そういう状態になっています。

大村座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

江口委員 大阪教育大学の件は、これは司法書士会のほうから申し出るんですか。それとも大阪  
教育大学……司法書士会のほうから。

山本委員 司法書士会のほうからと、大阪教育大学のほうもそういうニーズというかがありま  
して、それで、では一緒にという、もともとそういう関係が少しありましたので、受入れやすか  
ったということですね。

江口委員 もしうまくいけば、関東ないしはよその地区でもちょっと、パイロット一個では意味  
がないので、これを二つ三つやるべきだという直感はありますけれども。

山本委員 今のところは、近畿のほうがこの教育に関しては司法書士会の中で進んでますので、  
それでそういうつながりが多かったということで、またそれも検討していきたいと思っています。

大村座長 ありがとうございます。

他にもまだ御質問あると思いますけれども、まだ幾つか御報告をいただくことになっており  
ますので、また最後に何かございましたら伺いたいと思います。

ということで、差し当たり次に進ませていただきますが、次は法テラスの取組につきまして、

北岡委員のほうからお願ひいたします。

北岡委員 法テラス総務部長、北岡でございます。座って発表させていただきます。

お時間10分ほどいただいておりますので、その範囲内で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に配布していただいております資料3の「法テラスにおける法教育（法に関する教育）への取組について」という、カラーの3枚組の資料を見ながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目なんですけれども、これにつきましては、まずこれまでの法テラスの法教育（法に関する教育）と書かせていただいておりますが、実施件数を書かせていただいております。

この法テラスというものは、そもそも業務開始が平成18年10月ということでございまして、まだ5年たったところということでございますんで、平成22年12月までの取組実績というものを書かせていただいております。

法テラスは全国組織でございまして、各都道府県に一つ地方事務所が置かれておりまして、場合によっては支部も置かれているところもありますが、その他にも、地域事務所と呼んでいるものなども置かれているところです。地方事務所の所長や、副所長の大半は弁護士であったり、地方事務所には、スタッフである弁護士が所属しているという形でございまして、そのような中で、地方事務所などがそれぞれ独自に工夫をして法教育ないし法に関する教育というものをやっているというものにつきましての集計をしているものがこちらということでございます。

ただ、こちらに挙げさせていただいている数値につきましては、いわゆる本来的な考え方させる教育というものだけを数値化したものではなくて、法テラスの広報を兼ねた業務説明などにつきましても、広い意味での法教育であるという考え方のもとで、今回は数字として計上させていただいております。

実際にはそういう業務説明的なもののほうがむしろ数としては多いのですが、中にはやはり本来的な法教育、つまり法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解して、法的なものの考え方を身に付けるための教育というものも実際には行われておりますので、そのようなものも後に御紹介させていただきます。

法教育ないし法に関する教育の法テラスにおける特徴といたしましては、対象として、法テラスの業務に直接関係するであろう成人向けの取組というのが大多数を占めているということございます。

また、依頼や要請等に基づきまして学校現場での取組というのも行わせていただいてはおります。

ただ、学校現場での取組ということに関していえば、司法書士さんでありますたり、前回発表がありました法務局さんでありますたり、また弁護士会さんでありますというところがかなり先んじて優秀な取組をしていただいているので、こちらのほうでやる場合には、弁護士会さんとタイアップさせていただくということも多々あるという状況でございます。

地方事務所における具体的な取組例というのはどういうものののが1ページ目の真ん中から書かせていただいておりますけれども、これは先ほど挙げました数字のうちの法テラスの単純な業務説明みたいなものは除いて、法教育的な取組というのがどういうものをやって

いるんですかということで書かせていただいております。

法テラスで常勤で雇っているスタッフ弁護士という者がおりますけれども、スタッフ弁護士が配置されている地方事務所などでは単位弁護士会と連携するというような形で、これまでにも積極的な法教育への取組というのがございます。

そのような中で、一般市民を対象とした市民講座を利用した弁護士による法律講座、あるいは裁判員制度についての講演、これは裁判所さんともタイアップさせていただいたりといふこともあると思いますが、ということもやらせていただいておりますが、法テラスがむしろほかのところに比べて力を入れているのが、どちらかというとこういう地域の老人会などの集まりにおいて、高齢者を対象とした法律講座を実施しておるということでございます。

高齢者の方というのは、もう皆さん御存じのとおり、かなり消費者関係被害ですとか、そういうものに遭いやすいという傾向がございまして、先ほど書士会さんのほうからもクーリングオフのお話がございましたけれども、そういったわずかな知識を与えるだけでかなりの被害を予防することができる。こういうときに危ないんだよというものを一つ例を教えていくことによって、ああ、ではこういう場合だって危ないのでないかということを一々考えていただけるようになっていくということもございます。

また、地域事務所のスタッフ弁護士、地域事務所というのは司法過疎地域に置かれている事務所というイメージなんですが、ここは小学生を対象とした模擬裁判を実施するということを行っておりまして、その募集チラシの例を、ちょっと字が小さくて見にくいかも分からんのですが、「学校へ行こう！！出張法テラス」という形のチラシも含めて置かせていただいているります。

これは地方事務所における取組のサンプルでございますけれども、こういったチラシをホームページに掲載するなどして、広く法教育の募集を行っております。

埼玉地方事務所などにおきましては、従前から教育機関と連携するなどして出前授業などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目のところを見ていただきたいんですけども、法テラスの法教育に対しての取組の方針について御説明をさせていただきます。

まず、そもそもどうして法テラスというのが法教育に取り組むんであろうかということについてなんですかけれども、法テラスが法教育に取り組む目的ということにつきましては、法教育研究会の報告書でも言及されていることなんですかけれども、国民の皆さんに紛争を未然に防止し、また紛争を適切に解決するために必要な基礎的素養を身に付けていただくということが必要であると考えているということでございます。

法テラスというのは、法律によって設立されている法人でございまして、その法律というものが総合法律支援法という名前になっておるわけなんですが、その総合法律支援法の基本理念、言いかえれば法テラス自体の基本理念が、総合法律支援の実施及び体制整備は民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスが受けられる社会の実現を目指して行われるということになっておるわけでございまして、このような社会を実現しようとすると、もちろん法律家自身、あるいは他の関係機関、国・自治体等が手を伸ばしていくことも必要ではあるのですが、国民一人一人が必要なときに司法を利用できる力があるということが望ましいということを考えております。

また、国民一人一人に紛争解決に必要な基礎的な素養があれば紛争を未然に防止すると、あるいは早い段階で紛争を適切に解決することができるということがあるわけでございまして、そういう中で、では法テラスは一体何ができるんだろうかということを考えているわけです。

法テラスの取り組んでいる法教育についての考え方ということなんですけれども、確かに法教育の本質的な部分という、本来的な法教育と申しましょうか、につきましては、法教育研究会報告書等がそれぞれ定義を出されておられるとおりで、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるというところがまず中核部分にはなってはいるのだろうとは思ってはおります。

しかし、特に考える力がもう既にある社会人に対しては、実生活で直面する様々な紛争を解決するための知識を身に付けてもらうということもまた重要なことなのではないかなということを法テラスは考えておりまして、相手方のニーズによって、ここはいわゆる本来的に考える法教育というのを行っていくべきであろうという場面と、ここはむしろ知識面、法情報教育という言われ方をする部分もありますけれども、こちらのほうに重点を置いてもいいのではないかという部分と、いろいろな形での場面分けというのがあっていいのではないかというのが基本的な考え方です。

そういう意味では、中核的、中心的な法教育というものは極めて重要であるということは認識しつつも、余りそこにこだわっているわけでもないというか、「法教育」という単語自体にこだわるというよりは、まず法律に関して相手方が必要としているニーズは何なのか、それに応じて出せるものは何なのかということをこちらが考えていくことでございます。

また、法テラス自体のマンパワーというのがそうあるわけではなくて、実は本当にそういう本来的な法教育というものができる人員というのが、弁護士会さん等に比べて、あるいは司法書士会さん等に比べてそぞたくさんいるわけではありません。ですので、よその方からそういうニーズが出てきてうちで対応できないというときには、もちろんよその団体の方、弁護士会の方、司法書士会の方のほうとやはり協力してやっていかなければいけないということもあるわけです。

法テラスの今後の具体的な取組についてということで、これを3ページのほうに書かせていただきました。

この基本的な活動方針ということなんですけれども、法教育に関して、法テラスは、将来的には関係機関等と協同しながら、法教育の普及・発展を後方から支援するような役割を果たしていくことを考えております。ポイントというのは後方からのサポートということなんですけれども、別に国民一人一人の方にきちんとした法教育というものが届けばいいのであって、それは別に法テラスが必ずしも全部やらなければいけないということではないということをございます。

弁護士会、司法書士会その他学校関係者の皆様が築いておられるネットワークというものが既に存在しているわけで、そのところがうまく機能しているのであれば、別に法テラスとしてはそこに入っていく必要はない。ただ、そのところで少しでもお役に立てるところがあるのであれば、そこは決して労を惜しむものではないので、全力でサポートさせていただきたいというのが基本的なスタンスなわけです。

法テラスが果たすべき役割というのにつきましては、今申し上げたとおりで、これまでの取組等地域の実情を踏まえまして、関係機関と協議を行いつつ考えていくのがいいであろうとい

うことでございます。

法教育の普及・発展のために法テラスという法的サービスを行う公共のインフラ、これを積極的に活用していただければ、総合法律支援の理念にもかなうであろうと考えております。

法テラスの強みといいますのは、一つは全国組織であるということと、スタッフ自体は、これは弁護士に限らず職員もたくさんいるということと、それから一応公の機関であるという意味での信頼性というものがあるということ。それから関係機関が非常に多い、日ごろから密接な連携をとらせていただいているというところがございますので、地域の関係機関といいろいろな協議をしながら進めていきたいと考えているわけでございます。

資料の3ページの四角で囲んだ部分なんですけれども、これは法テラスが今後行い得る取組の例として、このようなことでお役に立てるんじゃないかなということを思っているものと思い付くまま例示したものでございまして、まだこれはあくまで例示にすぎません。実際に着手できる部分、できない部分というのはまだ分かりません。スタッフ弁護士等の学校への派遣等はできておりますけれども、法教育に関する海外情報の収集などというのは、これできればいいなとは思っておりますけれども、まだできているわけではありません。

ただ、一つ韓国の救助公団等とは法テラスは非常に緊密な関係を持っていまして、この6月からも韓国からの研修生の方が来てくださったりするので、そういうところをきっかけにして、うまくこういう情報収集なんかも広げていったりすることはできるのではないかということは思ったりはしております。

このような、これも一つの例ではございますけれども、地域のほうで法教育の協議会というものが開催されるとして、その事務局を法テラスのほうで担当するという形で黒子としてのサポートさせていただくという形でも一向に構わないと思っております。

法テラスの当面の活動等についてということなんですけれども、具体的に地域においてどういうかかわり方をしていくのかということにつきましても、これからも関係機関の皆様と協議して決めていくということになると思うんですけども、これまでにも主に社会人を対象にして行ってきた法教育ないし法に関する教育に関する取組というものを続けさせていただきたいなと思っております。

今年1月にも地方の新聞社が主催しております女性対象の市民のカルチャースクールの枠というのをいただきまして、法テラスのスタッフ弁護士が裁判員制度などについての講義をさせていただいております。こういう市民講座、あるいは地域コミュニティーの集まりなどの情報を集めて、その機会を活用して、これまで以上に法教育の普及に向けた取組を推進してまいりたいということでございます。

また、学校などの教育関連機関等からも要請等があれば、これも引き続き対応してまいりたいと思っております。

また、法教育の普及や発展のための広報活動等についても取り組むこともしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、各種関係機関の皆様とよく緊密に連絡をとって、こういうところが自分のところではなかなか手が回らないから、こういうところは法テラスでやってもらえませんかという御意見をいただければ、そういうところにも何か力を入れていけるのではないかなと思っているというのが現在のスタンスでございます。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

では、皆様のほうから何か御質問等ございましたらお願ひいたします。

笠井委員 新しい団体で、今まで既にあったものとの調整をいろいろとお考えになりながら、積極的に取り組んでいかれるということで、伺っていて分かりやすかったです、やるべきことをしっかりと考えておられるということがよく分かりました。それがまず感想でございます。

ですから、今後もそのように進めていただければと思っております。質問といたしましては、各地方事務所でこういうチラシとかもつくっておられる例がありまして、おっしゃったとおり全国組織であるという特色があると思うんですけれども、地方事務所の各取組と、それから全国での統一的な、これはどこでもやってほしいということとの関係とかというのは、なかなか難しいところもあるかと思うんですけれども、全国組織としてどこの地方事務所でもこういうことはやってほしいという方向でこれから考えることが何かあるのかというあたりについて教えていただければと思います。

北岡委員 ありがとうございます。

実は、法テラスが法教育に対してどういうふうに取り組むのかということの議論自体が、かなり最近になるまで正直言うとあまりまとまっていなかったというところがございまして、全国の地方事務所に対してこういうことをやってほしいという形で申し上げているものということになると、とにかく積極的に広報はしてくださいねという話であり、あらゆる機会はつかんでくださいねという抽象的な話はしているんですけども、こういう教育内容のこういう教材を使ってこういうふうにやってくださいといった統一的な指導ないし指示というものは、法テラスでは現在のところ、本部では行っていないというのが実情です。

と申しますのは、それぞれやはり法教育というのは多義的な概念で、またかつ人によってこうすべきというのがいろいろ違うところがあって、それを本部のほうで一元的に管理してああしろこうしろというのが、少なくともまだ本部の中でも未成熟な概念整理しかできていない段階で、それが正しいのかということもございますし、地域地域で弁護士会さんであったり、あるいはもう既に学校関係者の方であったり、司法書士会さんであったりというのがいろいろなネットワークを持っておられて、それが地域によって違うものですから、そこを踏まえないで一律的な指示をすると、かえって混乱を来すんではないかということも考えておりまして、今のところは、まず現場でいろいろなことをやっていただき、それについて本部が、オーダーがあったところでそれについて支援をさせていただいて、そういう情報収集を重ねながら、日本弁護士連合会さんや日本司法書士会連合会さんともよくいろいろな話し合いをさせていただいているというのが現状です。

笠井委員 ありがとうございます。

私も別に全国で統一的にやれという趣旨ではございませんので、今のような方法でよろしいのではないかと思っております。

村松委員 先ほどスタッフ弁護士が赴任先の弁護士会と協同して取り組んでいただいているという話の報告は日本弁護士連合会のほうにも来ておりまして、こういった取組というのはすばらしいことと考えております。

加えて、法テラスさんは昨年度から、スタッフ弁護士が各地に赴任する前の赴任前研修の中でも、法教育の研修の枠を設けられておりまして、私は、その研修会に講師として呼んでいただいている。こういった活動については、弁護士会としても引き続き何かできることがあれ

ば、協同してやらせていただきたいと思っております。

加えて、本日の御報告で、今後の方向性について、社会人を対象とした取組を進めていきたいという話をいただきました。弁護士会はこれまで学校現場とどう法教育をするかというところを中心に考えてきたところもあって、社会人向けの活動というのは正直言って十分に手が回っていないというのが率直なところであります。

そういう中で、法テラスさんのほうで社会人を対象とした取組というのを進めたいというお話をいただいているところは、非常に有り難いと思っていますし、弁護士会としてもこの分野でどういう形で法テラスさんのお手伝いができるのか、あるいはお役に立てるのかということを今後お話をさせてもらいたいと思っています。

大村座長 ありがとうございます。

今のお話ですが、社会人教育は非常に重要なことではないかと私も思っております。

それで、今日の資料の3ページ目の一番下のところに、自治体等が開催する市民講座や地域コミュニティーの集まりなどの場を活用してというお話がありますけれども、例えば何々県なら何々県で、法律関係の市民講座みたいなものとして、どこで何をやっているのかという情報を各県の法テラスで、法テラスのホームページを見ると分かるような形にしてもらうととてもいいし、あるいはそういうところで講師が欲しいという場合には地元の弁護士さんをあっせんされるとか、そういうコーディネーターの役割を果たしてもらえると非常にいいのではないかと思って伺いました。

江口委員 先ほど司法書士会が大阪教育大学と言いましたよね。どこかで何かパイロット的にどこの県に軸を置いてちょっと実験的にやってみるって、僕、もう本当に素人でひょっとしたら違うかもしれないけれども、岡山大学の法学部の中には法テラスが入っていますよね。かつ消費者教育をやっていて弁護士がかかわっていますよね。幾重にもかかわっているところで、もう少し連携できないのかなというのがふと思ったり、だから、岡山大学と今事例を挙げたけれども、ほかのところだって大杉先生のところだってあると思うんだけれども、そんなのやれないのかなと思うんですけども、うまくいくかどうかは別としてという気がしていますが。

北岡委員 ありがとうございます。

一つの例として、笠井先生にも大変お世話になっている京都のネットワークというもので、これも大学関係者であり自治体であり弁護士会であり司法書士会でありという形でのネットワークができていて、これは法テラスが事務局をやらせていただいているという例がございます。

これも決して別にうちが前へ出てくるというか、全体として上からコーディネートするという話ではなくて、裏方としてちょっとサポートをさせていただいているということなんですね。

これともう一つ、一つ法テラスの弱点を申し上げておくと、法テラスの場合は法教育に対して非常に熱心なスタッフ弁護士の方、あるいは熱心な所長の方、あるいは熱心な事務局長の方がおられるところが盛り上がるという傾向があって、そういう方が異動でいなくなってしまって、次の方が余り興味ないんですけどもということになると、途端にそこが下がってしまうという、そういう部分もなきにしもあらずなんですね。そこをうまく継続的にやっていこうと思うと、やはりシステムとしてきちんと他の機関と協議して、そういう体制をつくり上げていかなければいけないというのは、正に江口委員の御指摘のとおりだと思っております。

大村座長 どうもありがとうございました。

法テラスの御報告についていろいろ御意見あろうかと思いますけれども、次に進ませてい

ただければと思います。

三番目になりますけれども、次に東京都の取組につきまして、これは相原委員のほうからお願ひいたします。

相原委員 東京都教育庁指導部の主任指導主事の相原と申します。東京都教育委員会の法教育、法に関する教育の推進の取組ということで10分程度という御指名がありましたので、お話をさせていただきます。

資料4という横書きのものを御覧ください。また、今日は「『法』に関する教育カリキュラム」というのをこの3月に作成し、全ての小・中学校に配布をいたしましたので、その資料も持つてまいりました。

私ども東京都教育委員会でございますが、平成20年5月に東京都教育ビジョン（第2次）、これを策定いたしました。その中で当然平成20年3月に新しい学習指導要領の告示が行われ、それに向けての学校教育の取組ということが求められているわけですので、その推進計画の中で法に関する教育の推進というのを位置付けました。

自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を学校段階から育成するためにということで、小学校だけではなく中学校、そして高校へという形、小・中・高へまたがってこの法に関する教育の推進ということを位置付けてまいりました。

そして、今年から小学校が全面実施、来年から中学校という流れの中で、その移行期間の中で法に関する教育、こういうものについての理解啓発をしていきたい、していかなければいけないということで、右側に設置要項がございますけれども、法教育研究推進協議会というものを作設しまして、啓発活動、それからカリキュラムづくり、こういうものに取り組んでいただいたところでございます。

特に、この中で法曹関係者の方にも入っていただくということで、こちらにいらっしゃれます布施部付検事、それから日本弁護士連合会の鈴木弁護士、それから東京地方裁判所の高杉判事補、こういう法曹関係者の方にも入っていただきながら、その取組を進めてきたところでございます。

ともすると、こういう三者の方が協議会にというのはなかなかないのかななんていうふうにも、これまでいろいろなところで取り組みますけれども、そういうことでバランスよく取り組んでいきたいという思いがあって、3年間取り組んできたところでございます。

その下に3ということで普及啓発の取組の概要ということで、平成20年度から平成22年度まで、この3年間の取組の概略を示させていただきました。

特徴的なのは、平成21年度から法に関する教育シンポジウムというものを開催いたしました、東京都教育委員会は、他の道府県の教育委員会もそうでございますけれども、広域行政という立場でございます。区市町村立学校が小・中学校合わせて約2,000校ございますけれども、直接設置管理をして私どもが指導・助言するというのはままならないという状況になっております。ですから、区市町村教育委員会ですとか学校にどう理解を得て、この法に関する教育を浸透させていくかということが一つのポイントになってくるわけでございます。

これが、私も区市の教育委員会にも指導主事としておりましたけれども、設置管理する立場であるとまたトーンが違ってきますけれども、東京都は広域行政でそういう立場にあると。そういうことで、平成21年度にシンポジウムを開催いたしました。

平成21年度は小学校でということで、約180名の方が集まり、公開授業、パネルディス

カッショーンということで、この中で、法に関する教育については、どうも先生方に会って話を聞いていますと、法教育、イコールまでは言いませんけれども、いわゆる模擬裁判であったり司法制度、こういうことを学んでいくようなニュアンスをとられている方が非常に多いのかなということをとらえているところでございます。

しかし、いわゆる模擬裁判となれば、当然それは社会科でやるのではないか、私たちは家庭科やもしくは道徳、特別活動、そういうものを専門にしている立場とちょっと違うのではないか、そういうふうにとらえてしまつては困るなど、いろいろなところでできるんですよということで、この公開授業も社会科だけではなくて道徳というものでもアプローチはできますよとということで公開をいたしました。

そして、平成21年度ですので、テーマも「今なぜ、『法』に関する教育なのか?」ということで、委員の皆さんも御承知のとおり、この法に関する教育の浸透というのがどの程度かといふと、まだまだ温度差があるというところで、まずなぜ今必要なのかということでパネルディスカッションをパネリストの方、この委員をやっていただいています法曹関係者、それから学識、そして学校関係者にて行いました。

そして、昨年度でございますが、第2回目は今度は中学校のほうでということで、こちらもやはり道徳と社会科、消費者の保護ということで、こちら契約にかかる内容についてお示しをいたしました。

特に、平成21年度の小学校でも裁判員制度について考えるというテーマで行いましたけれども、今実際、小学校のほうでも模擬裁判ということも行われるような実践も拝見はしておりますけれども、本当に小学生らしい社会科の中でこの司法制度、司法参加を考えていくにはどんな授業がいいんだろうかと。そうした場合に、小学校で模擬裁判をやつてしまつたら、中学校でも高校でもどういう違いが出てくるんだろうかという、その縦の系列を見ていったときに、やはり小学校6年生らしく調べて学んで、そして裁判に携わる人からお話を聞いて、そんなことであえてここでは模擬裁判みたいなものを、事業者からは模擬裁判やりたいんだけれどと出たんですけども、あえてそういう形で進めさせていただきました。

昨年度は240名ということで、東京都23区26市3町1村、そして島嶼部を抱えておりますけれども、21年度もそうでございましたけれども、東は江戸川から西は檜原村、奥多摩町まで、それぞれの区市町村から一、二名、それから多いところでは当然十何名という形。また他の道県、北海道や岐阜からも弁護士の方や司法書士の方がお見えになって開催をさせていただきました。

そうやって広域行政という立場であれば、ある一部のところだけがこうというわけではなくて、先ほど言いました東から西まで法に関する教育がじわじわと浸透していく、そういうことが大事なのかなとこのとき改めて思いました。

このときには法に関する教育に法曹関係者と連携の可能性を探るということで、あくまで今度の学習指導要領などで既に御案内のとおり、法や決まり、司法、こういうことについて学習指導要領の内容に入ってきておるわけですので、それぞれの学校で法に関する教育に取り組んでいますかと聞かれたときに、はい、取り組んでいますというのが本来の形だと。ただ、なかなか先生方は意識していないところで、いや、やっているかな、どうかなということになってしまふのかなと思います。

ですから、私どもとしての願いは、やはり授業のプロフェッショナルである先生方が授業づ

くりをし、そして法曹関係者、法律実務家の方から支援をいただいたり援助をいただいたりしながら、授業の中でサポートしてもらったりしながら、やはりあくまで先生方が主体なんですよということをこの中でお示しするとともに、法曹関係者の方からこんなことだったら御協力できますよという積極的な御発言をいただいて、みんなが、ああ、そんなこともやってくれるんだなど、それだったら授業の中でもちょっと声かけてみようかな。なかなか高い壁、法曹関係者と学校、こんなことでお願いしていいんだろうかというのがあるのがやはり実情かと思います。そういうところが少しでも壁が取れたのかななんていうふうに思っております。そんな取組をしてまいりました。

資料の4-2は昨年度のシンポジウムの開催の二次案内を載せさせていただいてございます。この中で、いろいろなところでできるということをアピールしたいので、中学校で公開授業したかわりに、実践報告では小学校から高校からということでいただきました。

それから、資料4-3のところでは、法に関する教育のカリキュラムについてということでプレス発表いたしました資料でございます。

そういう位置付けで取り組んできました。ですので、先生方に使ってもらえるカリキュラムということで、そこにお示しした概要でのカリキュラム、また後ほど冊子なども見ていただければと思いますが、法教育とはということで、こちらの法教育研究会さんも当然参考にさせていただきながらつくっていったわけですが、なかなか先生方にとっては、一体どういうものなのかというのが難しいというところがあるかと思います。一番先生方が分かりやすいのは、どんな子どもを育てていけばいいのかということを明確にしていくことで、なるほどそういう子ども像を目指していけばいいんだな、それが法教育なんだ、法に関する教育なんだということで、そこで育てたい児童・生徒像とか、それから育てたい資質・能力、更にはどんな視点から学習を切り込んでいくといいんですかということで視点の1から4、こういうものを例示しまして、内容の構成でございますけれども、指導計画例として小・中・高等学校の各教科等の、いわゆるもう社会科だけではなく生活科、家庭科、特別活動、道徳、こういう形で29事例を示させていただきました。

次の資料4-4は、そういう視点で見ていったときに、学習指導要領の内容が学習の視点、法や決まりやルールの基本的な考え方を学ぶという視点から見ていくと、こういう内容がそれに該当しているでしょうと。ですから、こういう視点を切り口にしながら授業づくりをしていくといいですよということを示させていただきました。

また、資料4-5、次のページでございますが、見開きのこのような形で、これは社会科の例を示してございますけれども、この単元では、法に関する教育において、児童・生徒像としてはこのような資質・能力が身に付いていくといいですね。また、学習指導要領との関連はこうですよ。更に、指導計画については、法に関する教育との関連については星印で示し、特に関連がある本事業の展開ということでこういうふうに見開きで全ての単元を構成いたしました。

これは何々教育というのがいろいろなところで言われているわけですけれども、それだけを特設する時間はないという大前提に立って、私ども学校関係者は立たなければいけないところでございます。いわゆる学習指導要領の内容の中でそれが位置付いて、単元の中でどこの部分を重点的に法に関する教育としてのリンクを張って意識してやっていくのか。そういうことでいわゆる社会科だけではなくて全教育活動、教科、領域の中でもやっていくということで、子どもたちに法に関する教育の趣旨が浸透していけばいいのかなと思っております。

今後でございますけれども、今年度は、シンポジウムのときにもう少し小さい単位でディスカッションできたりとか、そういう場が欲しいという意見がアンケートの、かなり回収率が高いものだったんですけども、あったり、それからいろいろな事例も見せてほしいということもあったので、大きなシンポジウム的なものは考えておりませんが、授業公開という場をつくりつけて、そして足を運んでもらって、また法曹関係者の方にも御協力いただきながら浸透させていく活動をしていきたいなと考えているところでございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、何かございましたらどうぞ。

大杉委員 法に関する教育カリキュラムということで生徒像、資質・能力、学習の視点というふうにセオリーどおり非常にきちんとカリキュラム構成ができていると思いますので、これはかなりいろいろな団体で学校教育とかかわってやるときに非常に有効性が高いんじゃないかと思います。

二点、質問があります。

一つは、高等学校普通科が入っているんですけども、専門学科の中ではかなり法に普通科以上にかかわって、日常生活にかかわるおもしろい内容というのがあるんですけども、これらをもう少し加えるという予定とかというのがあるんでしょうかというのが一点と、もう一点は、先ほどお話があったように、模擬裁判を小学校、中学校、高校とやるんだけれども、小、中、高の違いをどうするかというのは、カリキュラムをつくっていくときに、順序性といいますか子どもの発達段階に応じてどうするかというふうに考えることが、学校教育の中で法教育を行う上で非常に大きなポイントになると思うんですが、これは先ほどの広島の司法書士会の御説明と法テラスの御説明で、例えば小学校で法律教室、あるいは小学校で模擬裁判と書かれてあるように、小学校を対象にされている理由はどうなのかなとちょっとお話を聞きしながら聞いてたんですね。

それは例えばケーキを分けるというのは、実は中学校の3年生の効率と公正という題材に非常に適していて、無駄なく分けている、だれかの満足を増やすためにはだれかの満足から引っ張がってきてケーキをとってきてやらないといけないという、効率性は保たれているけれども公正ではないよという問題を考える上で非常に重要な素材になろうかと思うんですね。

そういう意味では、小学校と中学校で考えたときに、どこで取り扱うのが一番いいのかなというのが一つと、法テラスのほうも模擬裁判を小学校で行われていますけれども、学校教育と連携されたときに、個々の配列の中でどこが一番いいのかというのを検討していただくということはどうでしょうかというのが二点目なんですね。

相原委員 一点目でございますが、普通科がこういうふうに示させて、専門学科のほうを特段特設していく予定はございませんけれども、これを参考にしていただきながらつづっていただけます。また、授業公開の中でも小・中は公開しているけれどもまだ高校は公開しておりませんので、そのような取組も今後していかなければいけないなと思っているところです。一点目でございます。

二点目については、大杉委員がおっしゃったように、私どももいつもそう思っておりまして、小・中・高の発達、ベースに学習指導要領がきちんとあるので、それとのいろいろな取組との整合性が図られていくと、これが日本の国として、国の法教育としての体系というのがきちんとやってくるのかなと思っているところでございます。

こちらの39ページのところに司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶという視点で学習の視点をやって、学習指導要領の中で裁判員制度が小・中・高と関連で出てきているんですけれども、これを見ていくと、小学校では裁判と国民とのかかわりに関心を持つようとする、中学校では司法参加の意義について考えさせる、高等学校では司法参加の意義を理解させるという、こういう違いが発達段階に応じてあるわけですね。これと例えばもし模擬裁判を小学校でやるならば、やはりそこでも軽重がきっとあるはずだと思うんですけども、そういうことで、この学習指導要領の内容が体系されているものと様々な取組がきちんとリンクが図られていくと、国としての法に関する教育のすべてが、学校教育も、それから今いろいろな団体が取り組んでいる法教育も一体化してきて、それが大きなうねりになり、子どもたちの中にすとんと落ちていくようになっていくのかななんて思います。

大村座長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。

村松委員 東京都の教育委員会のホームページに、法に関する教育についてかなり詳細なカリキュラム等の情報がアップされておりまして、恐らくこういったものをあれだけ詳細にアップしている教育委員会、教育庁というのは全国的にはないんだろうと思います。

私は、神奈川県の法に関する教育の協議会の委員もやっているんですが、神奈川県では、あれをひとつ参考にさせていただきながら議論をした経緯もあります。

これまで法教育の話がいろいろ出ているんですけども、学校の先生に分かりやすい形で、またカリキュラムに落とし込んで公開しているものは余りなかったような気がしますので、都の取組というのは東京都の中だけではなくて、全国的にも十分意義があるのかなと思っております。

その上で二つほどお願いがあるんですけども、一つは、平成19年からだったか、18年からだったかちょっと記憶が定かではないんですが、東京都では、3年間、毎年夏に教員向けの研修で法教育の枠を設けられていました。弁護士と学校の都の先生と一緒に授業について研修をした覚えがあるんですが、毎年参加者がどんどん増えていて、最後の3年目は七、八十人参加されたように記憶しています。非常に学校現場でも法教育に対する関心が高まっているなというのを肌で感じた覚えがあります。

その後、新しい指導要領への移行ということでしばらく休まれていますが、せっかくの機会ですので、またそういった研修会も再開していただくのが学校の先生にとってもいいのではないかなと思っております。

併せて、例えば第一東京弁護士会は、確か杉並区だったと思うんですが、中学校の先生たちと協同して今授業づくりをやっております。あとは都中社、東京都の中学校社会科研究会というのでしょうか、そのシンポジウムにも協力しています。学校現場の中で個別にいろいろな取組が始まっているところかと思いますので、こういった個別の取組がより活性化できるような形で教育委員会のほうでもバックアップしていただければ有り難いなと思っております。

もちろん弁護士会としてもできる限り都のほうでお役に立てることはやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

大村座長 御要望ということで、御検討いただければと思います。

他にいかがでございましょうか。

江口委員 簡単に。

「『法』に関する教育カリキュラム」という冊子、これ東京都いつも立派なの作っているんですけれども、是非全国に頒布してほしいなという気がしております、批判的な対象物であると同時に供すべき対象物として、私も東京都の先生方がやっているというのは横目で見ていて、是非これを共有できたらと、みんなの法教育という形で売ったらどうでしょうかという。

大村座長 せっかく作っていただきましたので、いろいろ活用の方法をお考えいただければと思います。

他いかがでしょうか。

笠井委員 私もこのようなものが全国的にどのくらい広がるかなと考えていました。「引合い」というと変かもしれないんですが、ほかの教育委員会から東京都に御質問というか、そういう関心を持って東京都の取組について尋ねてこられるとかそういうことはないのでしょうか。

相原委員 プレスに投げ入れをしましたので、ここ二、三件、やはり問合せは来ております、教材もございます。そういうところで広がっていけばなと思います。

こういうものは実際のものとセットでやっていかないとという思いがあり、ですから、先ほど授業公開とかというものとやっていく中で広げていく、これだけが来ても、はあっと終わってしまうことになりますので、そのような問合せは幾つかございます。

大村座長 ありがとうございました。

今日、三つの関係の組織の方々からお話をいただきまして、どれも非常に興味深いものがあったかと思います。具体的な御要望があつたりもしましたけれども、今後の推進協議会の中で今日出していただきました御報告については、十分に取り入れさせて参考にさせていただくということになろうかと思います。

以上で第1の議題を終えまして、次の議題であります論文コンクールの話に移らせていただきたいと存じます。

\*論文コンクールについての議論については、議事概要を参照。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

先ほど笠井委員のほうから少しお話もございましたが、法教育推進協議会も今期の2年が終了ということになります。

そこで、今期の活動と次期の協議会に期待するということを取りまとめまして、次期への引き継ぎをしたいというふうに考えております。

最初に、今期の活動につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

丸山官房付 これまで2年間にわたりまして、その以前の2年期から取り組んでこられた私法分野と小学生向けの教材の取りまとめをしていただきました。それぞれ平成21年5月、平成21年8月に教材を付けて公表されております。

また、その後は京都市の門川市長、あるいは藤原和博さんの講演を行っていただきまして、地域に根差した法教育普及の在り方についての検討を行っていただきました。

また、関係機関の取組の紹介や教員研修に関する講演、論文コンクールの実施などをしていただきました。ありがとうございました。

大村座長 今のように、事務局のほうからこれまで行ったことを整理していただいたわけですが、部会のほうでは、今後の協議会で取り組むべき事柄についても御検討いただいたとい

うことでございますので、そちらの御報告をお願いいたします。

笠井委員 本年5月に平成21年からの法教育推進協議会委員の任期が終了いたしますので、新たな2年間の任期が始まりますから、今後2年間で協議会で実施すべきことについて意見交換を行いました。

まず、平成23年度から改訂学習指導要領が全面施行されますので、それに伴いまして、各学校における実情を調査して、先進的な取組について事例集といったものを作つて公表してはどうかという提案がございました。

この提案につきましては、もちろん実現可能性とかそういうものをいろいろ考えなければいけないわけでありますけれども、文部科学省とも協議の上で対象、方法、内容等を検討すべきであるという意見がありまして、まずは事務局のほうで文部科学省と協議していただくということになりました。

また、この提案につきましては、これまでの実情調査も参考にすべきであるという意見もありまして、事務局において、例えば日本司法書士会連合会さん等から情報の提供を受けるといったこともするということになりました。

また、その他の御意見といたしましては、学校現場ではやはり教材に対する興味がなお高いので、更に今後も教材を充実していくことも必要ではないかと、そういうことも重要ではないかという御提案もありましたし、それから今後、各関係機関とか団体における法教育の取組について、法教育推進協議会が報告を受けて広く情報を共有していく、それを発信していくといったことも大事だなという、そういう御指摘もありました。そういったところでございます。

大村座長 ありがとうございます。

実態の調査、事例集というお話ですとか教材の充実、それから情報の共有という御指摘があつたかと思いますけれども、皆さんから何か更に御意見がありましたら伺いたいと思います。どうぞ御自由にお願いいたします。

いかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

大杉委員 実態調査の場合、いつやるかという問題が一番大きいと思うんですね。新しい教科書を使って授業をしているわけなんですが、ある程度、授業をこなした後でないと予算が十分効果的に使えないと思いますので、やはり秋以降ぐらいとかという形など実施時期の問題と、あと事例集というのは非常に魅力的な話なんですけれども、他の省庁などもいろいろな事例集をつくられるわけですけれども、やはり指定校制度というか、そういうものもアイデアとしてはあるのかなと。多分広く調査していいなと思っても、なかなかすぐに行けるかというか、事例集として完成度の高いものになるかどうか、また別の問題になると思いますので、こういったことが考えられるのかなと思います。

大村座長 実施に当たっての具体的な御指摘をいただいたと思います。実施することになりましたら、今のような点を考慮に入れて、効率的な作業ができ、成果が上がるようにお考えいただくということになろうかと思います。

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、部会のほうで御検討いただいたことに付け加えまして、今の御指摘も併せまして

事務局のほうで取りまとめをさせていただきまして、改めて委員の皆様にお諮りをし、次期以降に引き継いでいくということにさせていただきたいと思います。

以上が本日用意した議題でございますけれども、ほかに何か。村松さん。

村松委員 宣伝なんですけれども、本年8月6日の土曜日に、今年も高校生模擬裁判選手権を開催することになりました。この企画は、日弁連が主催ではあります、昨年度からは最高裁、それから法務、検察庁にも御後援いただきまして、今年もその方向で法曹三者として取組ができるようなことを考えております。

会場は、今年については東京と大阪とそれから香川の3か所を予定しております。

高校生たちが自分の頭で考えて発表していく、それは模擬裁判という枠の中でやっていくこの企画は、非常に御好評いただいております。委員の皆さんももしあ時間があれば是非いらしていただければと思っております。

大村座長 ありがとうございます。

模擬裁判選手権についての御案内でしたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

丸山官房付 なければ、事務局のほうから一言よろしくございますか。

僭越ではございますが、私のほうから一言申し上げます。

平成19年7月の第15回会議で座長に選任されてから、大村先生におかれましては、4年間、委員及び座長をお務めいただきましたが、この度委員と座長を退任されることになりました。とりわけ御功績は大というのは今お伝えしたとおりですが、その中でもなかなか法教育の中でも光が当たりにくい私法分野につきまして重点的にやっていただいたということ、これは市民生活に正に密着する部分ですので、そこに光を当てていただいたということは特にやはり御功績が大きかったものと思っております。

協議会として座長を去られることは大変残念ではございますが、外国に行かれて更に研究をされるというふうに伺っておりますので、実りある研究がなされることをお祈りいたしております。

よろしければ、先生から最後、一言お願ひいたします。

大村座長 どうもありがとうございます。

ただいま御紹介がございましたように、2期4年に渡りましてこの推進協議会の委員と座長を務めさせていただきました。

最初は私法分野について、それから小学校について法教育の拡大を図ることを課題にしておりました。その後、今日も話題になりました論文コンクールですとか、あるいは協議会の外の話ではありますけれども、学会の設立等で普及を図るということで、皆様ご関係の諸組織の方々から御協力、あるいは情報の提供をいただきまして、更に委員の方々に御助言をいただいて、本日までやってまいりました。

おかげさまで徐々に法教育も拡大・普及をしているのではないと思います。これは主として皆様の御尽力によって各組織で活動を進めていただく、あるいは教科書等に取り入れていただくということが実現しているわけでございますけれども、私の専門の法律の世界でも、徐々に法教育というものが知られるようになっておりまして、法律の専門雑誌で法教育が特集されるということも2回、3回と回数も増えてきております。

また、この春は、複数の学会で法教育をテーマにしていただくということで、法学界のほう

もこれに対する関心を高めてきているのではないかと思います。

次期以降、委員の皆様方に更に御尽力をいただきたいと思いますけれども、法教育は、今日も会議の中で話題になりましたけれども、全国である種の共通性を持って行われるということが必要であるという一方で、それぞれの個性、あるいは多様性に配慮するという両面が必要なのではないかと思います。

考えてみると、それは法の特質そのものであるとも言えるわけであります。普遍的なルールがあるわけですけれども、個別の状況に応じて具体的な解決策を探していく、それがまさに法の在り方でありますので、法教育の普及の在り方というのも、その法の在り方に見合った形では是非今後もお進めいただければと思います。

それから、様々な今後の展開の方向につきましても、今日、いろいろな意見をいただいたかと思います。

小学校、中学校、高等学校での教育を更に進めていただく必要がございますけれども、親子教育ですか、あるいは高齢者の方々に対する教育ということが今日話題になっておりましたけれども、社会教育も非常に重要であろうと思いますので、そちらにもウイングを伸ばしていただければと思います。

それから、テーマも、京都の法教育シンポジウムで景観のケースが扱われたというお話をございました。司法書士会のほうからは、地震、震災を話題にしてよいのかどうかということをちょっとお考えになったということがございましたけれども、震災は本当に国民の関心事であります。今起きている様々な問題が法の問題としてどういうことになるのかというのは、適切な在り方であれば教材としていいのではないかと思いますので、多くの人々が実際に関心が持てるようなテーマを取り込んで教材を開発していただくということも必要なことだろうと思つております。

私は、10月から休みをとらせていただきまして、外国の状況の調査などを行うことを予定しております。推進協議会の外の人間になりますけれども、間接的ではありますけれども、この法教育がますます発展するように陰ながら応援させていただきたいと思います。

どうも長年にわたりましてお世話になりました、ありがとうございました。

それでは、これで予定していた議事は終了いたしましたので、本日は散会させていただきます。どうもありがとうございました。

一了一